施策No.10　豊かな自然環境と生活環境の保全

施策の目的

対象	意図
①市民、事業所 ②生活環境（排水、臭気、騒音など） ③自然環境（水、大気、土壌、山、生態系）	①公害防止や公衆衛生に努め良好な生活環境が維持される ②汚染の未然防止を図り、また、その抑制に努める ③自然環境の保全、再生、活用が図られる

現状

本市は四方を山林に囲まれた盆地であり、市の総面積に対する林野面積の割合は71.0%で、雄大な森林資源を所有していますが、近年、下草刈りや間伐等の手入れがされず放置してある森林が見受けられます。また、市町境においては空き缶やごみなどの投げ捨てが特に多く、通行の少ない路線周辺ではエアコンや冷蔵庫など大型電化製品等の不法投棄も見受けられます。

河川の水質については、一部の河川で大腸菌が水質検査の基準値を超える時期があり、生活雑排水の河川流入や事業所等の処理水の河川放流がその要因であると思われます。

民間では、環境保全の取組みとしてISO※を取得するなど、環境に配慮した事業展開をしている企業等も見受けられます。

市民意識調査によると、「地域での清掃など環境美化活動を行っている」市民の割合は78.5%となっていますが、「生活環境が良好に保たれている」と感じる市民の割合は、62.5%と低い調査結果となっています。この要因として、地域等で開催される環境美化活動には参加しているが、普段から自主的に自宅近辺の美化活動を行っている市民の割合が少ないことが予想されます。

「自然環境を大切にしている」と答えた市民の割合は97.0%となっていますが、「自然環境が保全されている」と答えた市民の割合は72.3%であり、自然環境の保護や保全に関する意識は高いものの、そのための取組みが不十分であることが推測されます。自然環境が保全されていないと答えた理由としては、「森林の荒廃」や「河川の水質汚染」が多数となっており、「耕作放棄地の拡大による農地の荒廃」、「ごみの投げ捨てが多い」との意見もあります。特に、当市の基幹産業のうち、最も生産額が多い畜産業では、経営規模の大きな経営体が臭気や汚水処理対策に苦慮しており、一部の地域においては悪臭や近隣河川の水質汚染について市民から苦情が寄せられています。

地球温暖化対策として、平成22年度から太陽光発電設備の設置に対し費用助成をしてきましたが、太陽光発電設備の普及が進んだことから、平成27年度で助成制度を廃止しました。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家等対策特別措置法）が施行され、不適切な管理により周辺に悪影響を及ぼしている空家について、地方自治体でも対策を講じることになりました。平成24年度に自治会単位で実施した空家等の調査（回答率は44.3%）では、824件の空家件数となっています。

今後の状況変化

- 中国大陸における工業化の進展に伴い、数年前から光化学スモッグの原因である光化学オキシダントやPM2.5が発生しており、今後も大気汚染による環境悪化が予想されます。
- CO2排出量の増加による地球温暖化が進み、生態系や森林等、自然環境などへ影響を及ぼすことが予想されます。
- 事業者等においては、高齢化による労働力不足や経済不況が長引くことにより、環境衛生に係る労働力や費用の確保が困難になり、自然環境、生活環境に対し悪影響を及ぼすことが懸念されます。
- 高齢化や人口減少により、適切な管理が行われていない空家が増加することが予想されます。

課題

- 市民一人ひとりが、自主的に生活環境・自然環境の保全に取り組むよう、意識の高揚を図る必要があります。

- 山林の荒廃防止を図り、森林資源の保全・再生に努める必要があります。
- 河川の水質汚染を防止する必要があります。
- 地球温暖化防止への意識の高揚に努める必要があります。
- 適切な管理が行われていない空家対策を行う必要があります。

～施策の方針～
　自然環境・生活環境に対する市民、事業所の意識の向上を図り、自然環境については、その保全・再生・活用の取組みを推進します。また、身近な生活環境が良好に保たれるよう、環境美化活動や汚染防止対策等の取組みを進めます。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

	成果指標	平成21年度実績値 平成27年度目標値	平成26年度現状値	平成32年度目標値 （）は成り行き値
A	生活環境が良好に保たれていると感じる市民の割合【市民意識調査】	60.2% 66.3%	62.5%	66.3% （62.5%）
B	環境美化活動を行っている市民の割合【市民意識調査】	77.2% 82.0%	78.5%	80.0% （78.5%）
C	自然環境を大切にしている市民の割合【市民意識調査】	97.4% 97.4%	97.0%	97.0% （97.0%）
D	自然環境が守られていると思う市民の割合【市民意識調査】	69.6% 71.0%	72.3%	72.3% （72.0%）
E	太陽光発電設備の契約件数（累計）	－ －	942件	1,122件 （1,002件）

目標設定の考え方

A　：生活環境が良好に保たれていると感じる市民の割合は、ごみの投げ捨て、除草、排水路の清掃、悪臭、騒音の各項目が著しく悪化する要因はなく、また成果指標Bの成り行き予測から、平成32年度における成り行き値は、平成26年度水準で推移すると見込みます。目標値は、前期基本計画で設定した目標値を達成していないため、引き続き66.3%をめざします。

B　：環境美化活動を行っている市民の割合は、少子高齢化の進行に伴い、自治会等での環境美化活動が減少する可能性がありますが、ボランティア活動団体やコミュニティ活動等が増加しつつあることから、平成32年度における成り行き値は、平成26年度水準で推移すると見込みます。目標値は、前期基本計画期間での1.3%増加を勘案し、1.5%増加の80.0%をめざします。

C　：自然環境を大切にしている市民の割合は、平成26年度が97.0%と高い水準のため、平成32年度における成り行き値・目標値ともに、この水準を維持することをめざします。

D　：自然環境が守られていると思う市民の割合は、耕作放棄地及び森林の荒廃などが徐々に進むと思われることから、平成32年度における成り行き値は、72.0%を見込みます。目標値は、現状を悪化させず平成26年度の水準を維持することをめざし、72.3%をめざします。

E　：太陽光発電設備の契約件数は、東日本大震災以降、自然エネルギーへの関心が高まり、設備費用も安価になったことから、今後も年間10件程度増加すると予想し、平成32年度における成り行き値は、1,002件と見込みます。目標値は、成り行き値より年間20件増の1,122件をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組み

- 汚染を未然に防止するため、地下水や河川の汚濁状況の監視・調査を継続して行い、事業者等に対しては、環境基準を遵守し適正な処理を行うよう、県等の関係機関と連携し指導していきます。
- 広報紙などに自然環境保全に関する情報を掲載し、市民や事業所の自然環境保全に対する意識を高めます。
- CO2削減に貢献する森林資源を保全するために、植林など「森づくり」の取組みや森林の適切な維持管理等を推進します。
- 河川に生息する在来種の保護活動などを支援し、河川の水環境の保全に取り組みます。
- 市民の環境に対する意識の普及啓発に努め、普段から自主的に河川、水路の清掃やごみ拾いなど環境美化活動を行う個人や団体の拡大を図ります。
- 不法投棄やごみの投げ捨てなどに対しては、定期的な見回り等を行うとともに、事業所や地域と協力して防止に取り組みます。
- 近隣騒音、悪臭など市民から寄せられる苦情に対して、市関係課や県など関係機関と連携して指導等を行い、良好な生活環境を維持します。
- 伊佐北姶良火葬場管理組合で運営する火葬場については、施設が老朽化しているため、火葬炉をはじめとする付帯設備の修繕及び改修を行い、適切に管理運営します。
- 病害虫や狂犬病の発生を防止します。
- 広報紙などを通じて犬猫の適正な飼育を促します。
- 「空家等対策特別措置法」に基づき、空家等対策の体制整備を図り、空家等対策計画の策定や必要な措置を行い、安全安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全に努めます。

協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割	行政の役割
・市民は、環境問題に関心を持ち、環境への負荷軽減に配慮した生活を営みます。 ・環境美化や環境保護活動に積極的に参加します。 ・太陽光等の自然エネルギーの有効活用に努めます。 ・事業所等は、工業用水等の再利用や不法投棄など、環境汚染を発生させない事業を行います。 ・農林業者は、減農薬化や農業用廃プラスチック類の適正処理を行い、自然環境の汚染防止に努めます。 ・森林の維持管理を適正に行い、良好な自然環境の保護に努めます。 ・空家等が周囲に悪影響を及ぼさないように管理を行います。	・市民に対して自然環境保護や環境美化に関する意識向上の普及啓発を行うとともに、環境保護、環境美化活動を推進します。 ・地球温暖化防止策の普及・啓発を図ります。 ・事業者に対して、関係機関と連携し、環境に配慮した事業推進の支援を行います。 ・河川の汚濁状況の監視・調査を行い、事業者等に対しては環境基準を遵守し適正な処理を行うよう、関係機関と連携し指導を行います。 ・「空家等対策特別措置法」に基づき、空家等対策計画の策定や必要な措置を行います。

ISO：製品やサービスなどの標準化を推進する国際機関。工業品等の統一規格を作り、国際間の流通を促すもの。